

華嚴十重唯識における転真成事の一考察

陳 永 裕

一

転真成事とは、『華嚴經』の「三界所有唯是一心」(正蔵十・一九四上)について、法蔵が十重唯識を用いて注釈した(正蔵三五・三四七) 第六重唯識の名称である。

本稿ではこの第六転真成事に重点を置いて、法蔵と澄観との教学的差異を見ることにする。というのは、澄観は『華嚴經疏』(正蔵三五・八〇六)の中で法蔵の十重唯識を承けて注釈しながら、その内容の展開においては異なっているのを見るからである。

十重唯識において、法蔵と澄観とを比較して見ると、まず大きな違いは、澄観が法蔵にはない初の一門に仮説一心を立てたことと、法蔵の第六転真成事を除いたことである。このことは、同じ十重唯識とはいっても法蔵と澄観との教学的差異の一端を表す問題として受け留めて、それについて考えてみたい。

二

この法蔵と澄観との十重唯識の違いについて、凝然(二二四〇―二三二)は澄観が初の一門に仮説一心を立てたことは五教に対するためであるという¹⁾。即ち、法蔵は十重唯識を、始教を初めとする初教・終教・頓教・円中別教に対当させているが、澄観は仮説一心を立てることによって、唯識教理を説かない二乗までも十重唯識の中に入れて、『演義鈔』(正蔵三六・五二七上)の中で小・始・終・頓・円に対当させたことを凝然は指摘しているのである。しかし、澄観の意図が単なる五教に対当させるだけではなく、彼の教学から見ても、より深い意味があったのではないかと思われる。この問題は後で論ずる。

次に、澄観が法蔵の第六転真成事を除いたことについて、凝然は法蔵の前四重と第六重は同じ事ではあるが、前四重の事は浅より深に至って理性に入った事であり、第六重の事は

理から出た事であるので同一の事ではないという。そしてこのような事を澄観が除いた理由について、

清涼師意、四法界門、大乘之中、初四是事、第六為理、第七即是理事無碍、後三即是事事無碍、順此義門以立次第、或二三四、是始教門、第五唯識是終教事、自此已後、終円二教、隣次相連、成四法界、

という。引用の中で「第六為理」とは澄観の第六摂相帰性のことをいう。法蔵の第六転真成事は事に当たることから、四法界の事―理―理事―事々無碍の順序の上で不都合であるから除いたという説明である。

澄観が第六転真成事を除いた理由を、凝然が四法界においてたことは澄観の教学から見て領かれる指摘である。そしてこのことは、四法界の順序上の問題を越えて、十重唯識の構想が法蔵の縁起中心の教学から澄観の法性中心の教学へと移ったことを意味すると思われる。次の節でこのことを考えて見よう。

三

法蔵の十重唯識は、前四重が阿頼耶識縁起、中の三重が如来蔵縁起、後の三重が華嚴法界縁起という三本柱の構造になっている。そして今の第六転真成事は如来蔵縁起の第二番目に当たる。法蔵の注釈によると、第五摂相帰性は「此八識皆

無自体、唯是如来蔵平等顯現」といい、第六転真成事は「如来蔵不守自性、随縁顯現八識王数相見種現」といい、第七理事俱融は「如来蔵拳体随縁成弁諸事、而其自性本不生滅、即此理事混融無碍」といって、如来蔵の随縁転変の義を用いる。

筆者はこの三つの中で、特に第六転真成事がもっとも重要な位置を占めていると思われる。その理由は、十重唯識において阿頼耶識縁起から華嚴法界縁起へ進む時、その二つを繋ぐものは如来蔵縁起であり、如来蔵縁起の三つの中でも、法蔵は第六転真成事を、その名のとおりに真から事を出す転換点、あるいは繋ぎ目として設定したであろうと推測されるからである。第五摂相帰性はあくまで阿頼耶識から如来蔵への深まりであり、第七理事俱融はすでに法界縁起へと一步踏み出した状態である。

法蔵の十重唯識の構想は、現象の相から如来蔵の性へと深めて行つて、そこで一転して事を作り出す。だから相と事とは同じ現象世界を現わすにしても、その内容においては大きく異なる。先に凝然が同じ事であってもその内容は同一でないという意味はこれをいうことであろう。この事は正に理に對する事として法界縁起の主役である。この事を作り出す第六転真成事が十重唯識の中で重要な位置を占めることは自ずと納得できる。これはまた法蔵の華嚴教学が法性融通の方よりは縁起相由を重んじ、事々無碍を重視する教学とも繋がり

る。これらの意味において、法蔵の十重唯識の中心はこの第六転真成事であることができる。

これに対して澄観は、第六転真成事を除いて、初の一門に仮説一心を立てる。法蔵において重要であった転真成事を澄観はなぜ簡単に除いてしまったのであろうか。ここに法蔵と澄観との学理的差異を見るのである。

澄観の教学は法性としての一心を中心とする。先の初の一門に仮説一心を立てたことは、唯識教理を説かない二乘人さえも法性の一心を持っているものとして捉えたかったことであらう。十重を「唯識」と言わずにあえて「一心」と表現したことも、法性としての一心を重視することからであらうと思われる。そして澄観が法界を目指して法性一辺倒で進む時、今まで重要であった転真成事はかえって碍げになり除かざるをえない。それを四法界の順序上、不都合であると凝然は判断したのである。だから澄観においては転真成事は碍げになり、法性の融通を完成させるために仮説一心は必要であった。凝然がいうような五教に対当させるためという軽い理由だけではなかったと思われる。この仮説一心を立てることによって、澄観の十重唯識は二乗を入れたというよりは、一切心を認めたことになる。その結果、澄観の十重唯識の中心は、円融無碍を表わす始発点である第七性相俱融に移る。この性相俱融は四法界の理事無碍に当たり、理事無碍を重視す

る澄観の教学から見ても首肯できる。またこの性相俱融は法蔵の理事俱融に当たるものとして、「理事」と言わずに「性相」と表現したことに、澄観の法性重視の意気込みを感じさせるのである。

四

以上のように、法蔵が縁起中心に基づいて法界縁起を現わすために十重唯識を形成したのに対して、澄観は法性融通に基づいて四法界を説明する方法として十重唯識を援用したと思われる。さらに法蔵が阿頼耶識縁起と法界縁起とのけじめをつける意図で転真成事を立てて、相から理へ理から事へと二重の道を構想したとすれば、澄観は転真成事を除いて法性としての一心の道を一直線で進んだことになる。そして仮説一心を立てたことも、この円融の世界にすべてを一心として包含させたかったことと思われる。

ここに法蔵と澄観との心性の捉え方の差異があると思うのである。

21 『瑠鑑記』（日本大蔵経華嚴宗章疏下・五一）。

22 同（五〇五）。

3 同。

4 『探玄記』（正蔵三五・三四七上）。

5 録田茂雄『中国華嚴思想史の研究』（五一―八頁）参照。

6 吉津宣英『華嚴禅の思想史的研究』（第一章第六節参照）。

△キーワード▽ 十重唯識、法蔵、澄観。

（駒沢大学研究生）